

異議申立書

平成 23 年 10 月 11 日

豊川市 監査委員 様

異議申立人 倉橋 英樹

下記のとおり異議申立する。

記

1、 意義申立人の住所、氏名および年齢

住所 〒441-0321 豊川市御津町広石広国49番地1

氏名 倉橋 英樹

2、 異議申立てに係る処分

・平成 23 年 9 月 29 日付でなされた公文書の一部非公開決定(豊監第 600 号)

3、 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成 23 年 10 月 4 日

4、 異議申立の趣旨

・異議申立に係る処分を取り消し、公開するとの決定を求める。

5、 異議申立の理由

・異議申立に係る処分は、次の理由で違法である。

豊川市は、情報公開条例第 7 条第 3 号のア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとの理由で、公費負担請求額の内訳単価を非開示とした。

しかし、選挙ポスターの企画費や用紙代など内訳単価は、豊橋市で全て公開されているものである。

そもそも、選挙ポスターの総額は開示されているものであり、その内訳金額を表示したところで既に競争上の不利益とはならない。また本来、商取引に置いて、見積もりを出すのは当然のことである。

さらに、豊川市から業者へ単価開示の是非を問い合わせたところ、「開示しても良い」と回答した業者もあるという説明を受けた。これは何ら競争上の不利益とならないことをこの業者は知っているからである。

以上の通り、情報公開条例第7条第3号のアに該当しないものを非開示とするのは豊川市情報公開条例第1条に定める「知る権利」及び「情報公開の推進」の目的に違反している。少なくとも、単価開示を了承した業者に対する、本件（単価）非公開決定を取り消すべきであるのは当然であり、他の業者についても本件（単価）非公開決定を取り消し公開すべきである。

6、実施機関の教示

本件一部非公開決定の通知書によって「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、豊川市長に対して異議申立をすることができます」との教示をうけた。